

令和2年4月1日から

違反対象物の公表制度を開始

建物の利用者に対し、消防署等が把握した「重大な消防法違反」を公表する制度です

違反対象物の公表制度が始まると

重大な消防法違反のある建物の情報を

ホームページに掲載します。

利用者は建物の危険性を確認したうえで、

「利用する」・「利用しない」の判断ができるようになります。

建物の名称
建物の所在地
違反の内容 など



公表の対象となる建物

消防法施行令別表一(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項の防火対象物

・不特定多数の方が利用される建物
飲食店、物品販売店、ホテルなど



飲食店



物販店



ホテル

・避難が困難な方が利用する建物
病院、社会福祉施設など



病院



保育園



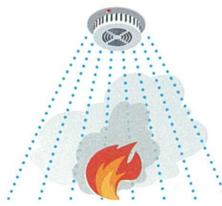
老人ホーム

公表の対象となる違反

消防法令により屋内消火栓設備、
スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の
設置が義務付けられている建物で、
いずれかが適正に設置されていない場合



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

違反の覚知から公表までの流れ

立入検査結果通知書の交付から

14日を経過しても、

違反が改善されない場合に公表します。

公表は、違反が改善されるまで継続します。



お問い合わせはこちら!

西尾市消防本部 予防課 予防査察担当 ☎ (0563)56-2143

〒445-0872 西尾市矢曾根町赤地23番地1